

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和6年度特定公募型研究開発業務
（経済安全保障重要技術育成プログラム）
に関する報告書及び同報告書に付する
文部科学大臣の意見

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。
令和7年11月21日
文部科学省科学技術・学術政策局

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）
第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和6年
度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム）に関する報告
書を、文部科学大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人科学技術振興機構 令和6年度特定公募型研究開発業務 （経済安全保障重要技術育成プログラム） に関する報告書及び同報告書に付する 文部科学大臣の意見

国立研究開発法人科学技術振興機構令和6年度特定公募型研究開発業務
（経済安全保障重要技術育成プログラム）に関する報告書・・・・・・ 1

国立研究開発法人科学技術振興機構令和6年度特定公募型研究開発業務
（経済安全保障重要技術育成プログラム）に関する報告書に付する
文部科学大臣の意見・・・・・・ 4 1

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和6年度特定公募型研究開発業務
（経済安全保障重要技術育成プログラム）
に関する報告書

目 次

I. 令和 6 年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム）に関する報告書	5
II. 参考資料	23

資料 1	経済安全保障重要技術育成基金補助金交付要綱（令和 4 年 3 月 10 日文部科学大臣決定）
資料 2	国立研究開発法人科学技術振興機構経済安全保障重要技術育成基金設置規程（令和 4 年 3 月 14 日令和 4 年規程第 3 号）
資料 3	経済安全保障重要技術育成基金の運用取扱規則（令和 4 年 3 月 14 日令和 4 年規則第 12 号）
資料 4	国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則（令和 5 年 3 月 1 日令和 5 年規則第 9 号）
資料 5	参照条文等

I . 令和 6 年度特定公募型研究開発業務
（経済安全保障重要技術育成プログラム）
に関する報告書

令和6年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム） について

1. 基金の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、第4期中長期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進すると定められたことを受け、令和4年3月30日に、経済安全保障重要技術育成基金補助金交付要綱（令和4年3月10日文部科学大臣決定）（資料1）に基づき1,250億円が機構に交付され、同日、国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成14年12月13日法律第158号）の規定及び国立研究開発法人科学技術振興機構経済安全保障重要技術育成基金設置規程（令和4年3月14日 令和4年規程第3号）（資料2）に基づき、その全額をもって基金が造成された。また、令和5年3月30日に1,250億円が機構に交付され、基金が造成された。

2. 基金の管理体制等

特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム）（以下「業務」という。）を適切に執行するため、令和4年4月1日に経済安全保障重要技術育成プログラム準備室を改組し、先端重要技術育成推進部を発足させ、体制・関係規程等の整備を令和3年度に引き続き実施し、基金管理を含むプログラムの運営業務を行った。

基金の運用については、令和3年度に「経済安全保障重要技術育成基金の運用取扱規則」（令和4年3月14日令和4年規則第12号）（資料3）を制定し、安全性の確保を最優先に、流動性の確保及び収益性の向上を原則とした取扱いを定めていた。本規則に基づき、理事長を委員長とする基金管理委員会、経理部及び先端重要技術育成推進部による体制にて、基金の運用を行った。なお、機構内の基金運用業務の効率化を目的に、令和5年3月1日に本規則を廃止し、同日、機構内共通の「国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則」（令和5年3月1日令和5年規則第9号）（資料4）を制定した。

3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

（単位：百万円）

		令和6年度	令和7年度（見込み）
前年度末基金残高（a）		249,033	238,888
収入	国からの資金交付額	0	0
	運用収入	173	239
	その他	3	0
	合計（b）	176	239
支出	事業費	9,629	26,836
	管理費	692	1,039
	合計（c）	10,321	27,875
国庫返納額（d）		0	0
当年度末基金残高（a+b-c-d）		238,888	211,252
（うち国費相当額）		（238,888）	（211,252）

4. 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額

	令和6年度
実施決定件数（単位：件） ※	36
実施決定額（単位：百万円）	69,207

※令和6年度に採択した研究開発課題数

5. 保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和6年度末時点での保有割合は「1」となる。

<保有割合の算定根拠>

（令和6年度末基金残高）÷（令和7年度以降業務に必要となる額）

6. 研究開発事業の目標に対する達成度

経済安全保障重要技術育成プログラムにおいては、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進することとされている。この研究開発の推進に向けて、国が定める「研究開発ビジョン」及び「研究開発構想」の実現のため、機構は適切な実施・評価体制を構築した上で研究開発課題を公募・選定する。選定後は研究開発の推進にあたり、研究開発課題の研究開発計画の作りこみを行った上で研究開発を開始し、進捗把握するとともに適時目標達成の見通し

を評価し、研究開発の継続・拡充・中止等を行うなど効果的な事業運営を行う。

【研究開発の開始後、研究開発構想の実現に向けてマイルストーンとなる研究成果の創出や、実装に向けた試行的な取り組みを実施】

「無人機技術を用いた効率的かつ機動的な自律型無人探査機（AUV）による海洋観測・調査システムの構築」に関する研究開発構想（プロジェクト型）では、AUVを自動で投入・揚収可能な装置を備えた無人飛行艇の無人海洋調査システム開発のうち、軽量化したAUVとそれを運搬する無人飛行艇等からなる海洋調査システムの開発において、AUVを無人飛行艇から自動で投入・揚収する方式の概念実証（PoC）試験に成功した。（研究代表者：井上 朝哉（海洋研究開発機構 プロジェクト長））

「災害・緊急時等に活用可能な小型無人機を含めた運航安全管理技術」に関する研究開発構想（プロジェクト型）のうち小型無人機の研究開発では、次世代固定翼型VTOL機開発において、プログラムディレクター（以下「PD」という。）のマネジメントの下、実用化に向け戦略的に機体認証等の取得を進めている。当該研究開発課題で開発する機体の第一種機体認証取得に向け、令和6年度は既存機体でVTOL型ドローンとしては国内初の第二種型式認証を取得。今後に向けノウハウを蓄積した。（研究代表者：佐部 浩太郎（エアロセンス株式会社 代表取締役社長））

「生体分子シークエンサー等の先端研究分析機器・技術」に関する研究開発構想（個別研究型）では、がん治療などの遺伝子検査に必須の「生体分子シークエンサー」について、初の国産生体分子シークエンサーのプロトタイプ機を開発した。将来的な医療機器への応用を見据え、読み取り技術のさらなる向上のため、解析技術の研究開発を継続している。（研究代表者：谷口 正輝（大阪大学 教授））

【効果的な制度の設計】

研究セキュリティや経済安全保障の趣旨を踏まえた成果創出に向けたマネジメントについて、すべての研究開発構想において方針を共有するため、全PD及びプログラムオフィサー（以下「P0」という。）並びに機構理事長、担当理事が出席するPDP0会議を開催した。会議では研究セキュリティに関する機構の方針を理事長から共有する他、構想間の連携やマネジメントに関するノウハウについても共有を行い、意見交換を実施した。意見交換を踏まえ、研究成果マネジメントの一環として、研究成果を論文、学会等で公表する際の手続きについて、研究代表者が知財マネジメントや外為法上の特定技術情報の保全等の観点から公表の是非を判断するための基準や、PD及びP0が研究成熟度が上がった際に海外で懸念用途に転用される可能性等をチェックするフローを整備し、周知した。

【研究開発ビジョン及び研究開発構想の公募に向けた検討深化】

令和7年3月7日の研究開発ビジョン（第二次）一部改訂に基づき、研究開発戦略セン

ター（以下「CRDS」という。）より関連技術動向や研究者情報を入手し、内閣府や文部科学省が策定する研究開発構想について、優れた応募が見込めるよう、効果的な目標設定について文部科学省と意見交換を行い、研究開発構想の策定を支援した。

【協議会への対応及び関係府省等との連携】

研究開発ビジョン（第一次）の研究開発構想のうち、8つの研究開発構想について、協議会に当該構想のPD及びPO、機構が参加した。一部の研究開発構想においては、研究代表者も所属機関の承諾のもと協議会に出席している。協議会では、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係府省等（以下「ニーズ省庁」という。）と、顕在化しているあるいは潜在的なニーズを踏まえた意見交換を行い、公的ニーズの把握等に努めた。

「災害・緊急時等に活用可能な小型無人機を含めた運航安全管理技術」に関する研究開発構想（プロジェクト型）のうち運航安全管理技術の研究開発では、災害対応等を行う有人機（ヘリコプター等）と地上の対策本部等で情報共有するためのシステム（D-NET）をもとに、有人機だけでなく無人機（ドローン）についても統合した運航管理システムの研究開発を進めている（研究代表者：小林啓二（宇宙航空研究開発機構ハブマネージャ））。令和6年に発生した能登半島地震ではD-NET技術を活用した航空機運用総合調整システム（FOCS）が運用され、そのデータが本研究開発において非常に有用であることから、非公開データの利用許諾が得られるよう機構が調整し、関係府省庁了承の下、各省庁が運用した有人機のFOCSデータの一部について提供を受けた。FOCSデータを活用することで災害時等において、より実態に即した有人機・無人機の運航管理システムの開発に繋がることが期待される。

研究開発構想毎の指定基金協議会での意見交換を踏まえ、「無人機技術を用いた効率的かつ機動的な自律型無人探査機（AUV）による海洋観測・調査システムの構築」に関する研究開発構想（プロジェクト型）において、PD、機構のほか、研究代表機関も参加して特定のニーズ省庁との懇談会を実施し、より詳細な公的ニーズの聞き取りや、研究開発の方向性についての意見交換を行った。

内閣官房や内閣府の方針に基づき、本制度の効果的な運用を目指し、内閣府、文部科学省等と定期的に協議・意見交換を行った。また、機構とともに本プログラムの研究推進法人となっている国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）とも定例会を開催し、研究開発における連携等について意見交換を行った。

将来的な研究開発における連携を視野に、アメリカ合衆国国土安全保障省（DHS）やSRI International（スタンフォード大学発の非営利研究機関）との間でPD及びPOによる意見交換会を実施した。

【PD及びPOの任命、研究開発課題公募の実施等】

研究開発ビジョン（第二次）（令和5年8月28日）に基づく研究開発構想が、同年10月

20日、12月25日、令和6年3月29日に策定・公開された。

研究開発構想の策定を踏まえ、CRDS先端科学技術委員会をはじめとする有識者との意見交換などを行い、当該分野の研究開発について経験・知見を有し、研究開発課題のマネジメントの実績を持つ、プロジェクト型はPD（1名）、個別研究型はPO（8名）を新たに任命した。

PD及びPOとの協議を行い、各研究開発構想においてPD及びPOに意見を述べるアドバイザー（以下「分科会委員」という。）の選定及び委嘱を行った。分科会委員候補の選定にあたっては、PD及びPOと同様にCRDS先端科学技術委員会委員をはじめとする有識者に意見聴取するなどして、経済安全保障の趣旨を踏まえて、当該分野の研究実績があり、マネジメント実績を持つ方を選定した。

本プログラムのもう一つの研究推進法人であるNEDOで実施される研究開発構想との連携が明示されている「高高度無人機を活用した災害観測・予測技術の開発・実証」に関する研究開発構想（個別研究型）については、機構側POがNEDO側のアドバイザーとして参画し、NEDO側のPDを機構の分科会委員として選定することで、公募・選考の段階から相互の連携に努めた。

令和5年度に引き続き、令和6年度公募として研究開発ビジョン（第二次）の研究開発構想10構想について、全5回の公募を実施し、令和6年4月1日現在公開されていたすべての研究開発構想について公募を実施した。公募にあたっては、研究開発構想を踏まえつつ、構想の実現に向けて提案に期待する内容や体制等についてより具体的に各PD及びPOの考えやメッセージを整理し、PD及びPOの方針として提示し公募を行い、3構想7課題を採択した。令和5年度中に募集を開始した公募についても令和6年度中に7構想25課題を採択し、新規公募に関しては合計32課題を採択している。

選考にあたっては、面接審査を複数回実施する、または不採択通知に改善コメントを付して再公募を実施するなど、丁寧な選考を行うことで、政府が定めた研究開発構想の実現に資する研究開発課題の採択に努めた。令和6年度は、研究開発ビジョン（第一次・第二次）のうち3つの研究開発構想について二次募集を実施し、1構想1課題の採択の他、2構想については審査を継続している。なお、令和5年度中に募集を開始した二次募集についても令和6年度中に2構想3課題を採択しているため、二次募集に関しては合計4課題を採択している。

【研究開発課題の作りこみ】

採択直後からPD及びPO等が研究代表者等研究実施者側と意見交換を行い、研究開発課題の実施内容をより効率的・実効的な計画に変更・調整を行う「作りこみ」を実施した上で研究開発を開始した。

作りこみは、研究開発の質の向上とスムーズな研究開発の開始を両立すべく、研究開発開始に必要とされる要件を整理のうえ、マイルストーンを定めたステージゲートの設定等

も研究開発構想及び研究開発課題に応じて、PD及びP0のマネジメントの一環として実施した。

【評価と進捗、予算管理】

研究開発構想毎の状況に応じて月 1 回から四半期に 1 回程度の頻度で、PD及びP0、機構並びに研究実施者側との打合せを行い、研究開発の進捗状況の確認及び今後の実施計画に関して確認、助言を行う機会を設定した。PD及びP0による助言を踏まえ、研究開発の状況に応じた令和 6 年度及び令和 7 年度の研究計画の見直し、予算の見直しを柔軟に行い、機動的に委託研究契約の変更を実施した。また、研究開発課題では毎年度に自己評価を実施し、PD及びP0はその自己評価について確認を行った。

これまで機構との委託研究契約の実績が無い、もしくは少ない研究開発機関については、契約及び経理手続きにおいて丁寧なサポートを行い、研究開発に注力出来る環境作りを行った。

機構では適切な課題管理と実施者側の負担軽減を両立するため、課題推進に当たって実施者側に提出を求める計画書や報告書、各種申請書等のフォーマットの見直しを行った。

(別紙)

JST 経済安全保障重要技術育成プログラム

研究開発課題一覧

令和7年3月31日時点

領域【海洋】

研究開発構想：無人機技術を用いた効率的かつ機動的な自律型無人探査機（AUV）による海洋観測・調査システムの構築（プロジェクト型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
井上 朝哉	海洋研究開発機構 経済安全保障重要技術育成プログラム統括プロジェクトチーム 海空無人機開発プロジェクトチーム プロジェクト長	海空無人機による海洋観測・監視・調査システムの構築

研究開発構想：先端センシング技術を用いた海面から海底に至る海洋の鉛直断面の常時継続的な観測・調査・モニタリングシステムの開発（プロジェクト型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
笠谷 貴史	海洋研究開発機構 経済安全保障重要技術育成プログラム統括プロジェクトチーム スマートセンシング技術開発プロジェクトチーム プロジェクト長	海面から海底に至る空間の常時監視技術と海中音源自動識別技術の開発

研究開発構想：量子技術等の最先端技術を用いた海中（非GPS環境）における高精度航法技術・量子技術等の最先端技術を用いた海中における革新的センシング技術（個別研究型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
【公募枠：海中における高精度航法技術】		
上妻 幹旺	東京科学大学 総合研究院 教授	非 GNSS 高精度航法装置の研究開発
【公募枠：海中における革新的センシング技術】		
大兼 幹彦	東北大学 大学院工学研究科 教授	量子スピンセンサを利用した海中における革新的磁気センシング技術の開発
大島 武	量子科学技術研究開発機構 高崎量子技術基盤研究所 センター長	固体量子センサによる海中磁場計測ネットワーク技術の開発

領域【宇宙・航空】

研究開発構想：災害・緊急時等に活用可能な小型無人機を含めた運航安全管理技術（プロジェクト型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
【公募枠：運航安全管理技術】		
小林 啓二	宇宙航空研究開発機構 航空技術部門 航空利用拡大イノベーションハブ ハブマネージャ	災害・緊急時等に活用可能な運航安全管理システムの開発
【公募枠：小型無人機技術】		
佐部 浩太郎	エアロセンス株式会社 代表取締役社長	次世代固定翼型 VTOL 機の開発
小林 啓二	宇宙航空研究開発機構 航空技術部門 航空利用拡大イノベーションハブ ハブマネージャ	災害・緊急時等に活用可能な小型 VTOL 無人機技術の研究開発

研究開発構想：超音速・極超音速輸送機システムの高度化に係る要素技術開発（プロジェクト型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
牧野 好和	宇宙航空研究開発機構 航空技術部門 上席研究開発員	ロバスト低ソニックブーム機体設計技術の飛行実証、及び幅広い作動域を有するエンジン設計技術の地上実証

研究開発構想：空域利用の安全性を高める複数の小型無人機等の自律制御・分散制御技術及び検知技術（個別研究型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
【公募枠：小型無人機等の自律制御・分散制御技術】		
末岡 裕一郎	大阪大学 大学院工学研究科 助教	協調・デジタルツイン技術の革新による小型無人機群システムの構築
神村 明哉	産業技術総合研究所 情報・人間工学領域 研究チーム長	災害・緊急時等に活用可能な革新的自律制御ドローン及び自律分散協調飛行制御技術の研究開発
加納 剛史	公立はこだて未来大学 システム情報科学部 教授	動物個体間「駆け引き」に学ぶ小型無人機群の誘導・衝突回避手法の開発
【公募枠：小型無人機等の検知技術】		
菅野 敦史	名古屋工業大学 工学研究科 教授	96GHz ミリ波帯電波によるマルチスタティックイメージング技術

研究開発構想：衛星の寿命延長に資する燃料補給技術（プロジェクト型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
【公募枠：(1)協力衛星を対象とした宇宙空間における燃料補給技術の確立】		
五十嵐 重英	株式会社アストロスケール シニアプログラママネージャー	複数軌道・電気推進への拡張性、国際市場を意図した国産の化学燃料補給技術開発

研究開発構想：超高分解能常時観測を実現する光学アンテナ技術（個別研究型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
水谷 忠均	宇宙航空研究開発機構 研究開発部門 第二研究ユニット 研究領域主幹	大口径光学アンテナの合成開口地上実証と宇宙機デジタルツイン基盤の整備

研究開発構想：高高度無人機を活用した災害観測・予測技術の開発・実証（個別研究型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
牛尾 知雄	防災科学技術研究所 招聘研究員	高高度無人機による気象観測・予測技術と被災状況把握技術の開発・実証

領域【サイバー空間】

研究開発構想：人工知能（AI）が浸透するデータ駆動型の経済社会に必要なAIセキュリティ技術の確立（個別研究型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
【公募枠：(1)一般研究開発】		
本間 尚文	東北大学 電気通信研究所 教授	AI ハードウェアセキュリティ基盤技術の開発
【公募枠：(2)データ基盤構築支援型研究開発】		
越前 功	国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授	SYNTHETIQ X：フェイク情報拡散の防御と予防を実現する研究基盤
佐久間 淳	東京科学大学 情報理工学院 教授	大規模言語モデルのミスアライメントに対するレッドチーミング基盤
【公募枠：(3)知識・技術の体系化研究】		
披田野 清良	株式会社 KDDI 総合研究所 セキュリティ部門 エキスパート	安心安全な AI 利活用の為の知識・技術の体系化と知識集約環境構築

研究開発構想：サプライチェーンセキュリティに関する不正機能検証技術の確立（ファームウェア・ソフトウェア）（個別研究型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
【公募枠：不正機能の意図性に関する評価手法】		
金居 良治	株式会社 FFRI セキュリティ専務取締役 最高技術責任者 兼 ナショナル・セキュリティ事業本部長	不正機能の意図性評価に関する方法論整理及び評価ツールの開発
【公募枠：ソフトウェア構成の情報を活用した不正機能の検証手法】		
森 彰	産業技術総合研究所 情報・人間工学領域 研究チーム長	バイナリー静的解析による不正機能および脆弱性の検証技術の研究
山内 利宏	岡山大学 学術研究院環境生命自然科学学域 教授	脆弱性と不正機能検知によるサプライチェーンセキュリティのリスク評価手法の研究開発
【公募枠：システム・サービスのレジリエンス性の確保に関する手法】		
高倉 弘喜	国立情報学研究所 アーキテクチャ科学研究系 教授	サイバー攻撃下の抗堪性を確保するインフラ運用支援システムの実現

研究開発構想：セキュアなデータ流通を支える暗号関連技術（高機能暗号）（個別研究型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
【公募枠：(1)暗号技術】		
篠原 直行	情報通信研究機構 サイバーセキュリティ研究所 室長	高機能暗号を活用した連合学習技術の高度化と医療データへの応用
高木 剛	東京大学 大学院情報理工学系研究科 教授	効率的で安全に利用可能な高機能暗号の数理基盤の構築と展開
花岡 悟一郎	産業技術総合研究所 サイバーフィジカルセキュリティ研究センター 首席研究員	医療 ICT の高度化を促進する高機能暗号の開発とその汎用化
【公募枠：(2-1)補完技術（TEE 等）】		
石川 裕	情報・システム研究機構 戦略企画本部 教授	ハードウェア・ソフトウェア・理論の連携によるユニバーサル TEE アーキテクチャの実現
【公募枠：(2-2)補完技術（SDC）】		
南 和宏	情報・システム研究機構 データサイエンス共同利用基盤施設 教授	高機能暗号と連携する SDC 技術の体系化と効率的な実装による大規模分散データの統合

領域【バイオ】

研究開発構想：生体分子シーケンサー等の先端研究分析機器・技術（個別研究型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
相川 春夫	東京大学 大学院理学系研究科 助教	タンパク質の非破壊シーケンシングのための N/C 末端ラベル化法の開発
上村 想太郎	東京大学 大学院理学系研究科 教授	トランスロコン型ナノポア計測法による 1 分子ペプチドシーケンサーの開発
谷口 正輝	大阪大学 産業科学研究所 教授	ナノギャップ生体分子シーケンサーの研究開発
ガネシュ パン ディアン ナマ シヴァヤム	京都大学 高等研究院物質—細胞統合システム拠点 主任研究員 講師	集積化 DNA オリガミナノポアによるトランスクリプトームシーケンシングの開発
真島 豊	東京科学大学 総合研究院 フロンティア材料研究所 所長・教授	無電解金めっきナノポア温度可変シーケンサーによる長鎖 DNA・RNA・ペプチドの解読
三浦 史仁	東京大学 大学院新領域創成科学研究科 特任教授	空間多重エピゲノム解析技術の開発と実用化

領域【領域横断】

研究開発構想：宇宙線ミュオンを用いた革新的測位・構造物イメージング等応用技術（個別研究型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
石川 貴嗣	大阪大学 核物理研究センター 教授	時刻と二次元位置を同時に測定する高抵抗板検出器の開発
梅垣 いづみ	高エネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所 助教	ミュオン特性 X 線を用いた元素分布の可視化技術の開発
大田 晋輔	大阪大学 核物理研究センター 准教授	仮想測位基準点を構築する即時分散データ処理技術
角野 秀一	東京都立大学 大学院理学研究科 教授	運動量測定による汎用高分解能ミュオンラジオグラフィシステムの開発
河村 成肇	高エネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所 特別准教授	超伝導転移端マイクロカロリメータを用いた宇宙線ミュオンによる超高分解能元素分析
下村 浩一郎	高エネルギー加速器研究機構 物質構造科学研究所 教授	小型で人工的に高強度のミュオンを生成するコア技術の開発
高橋 浩之	東京大学 大学院工学系研究科 教授	Glass GEM による革新的高分解能ミュオンイメージング検出器の研究開発
野海 博之	大阪大学 核物理研究センター 教授	可搬型広角ミュオン 4 元運動量計測装置と高運動量ミュオン源の開発
森島 邦博	名古屋大学 大学院理学研究科 准教授	宇宙線ミュオン構造物イメージングのための原子核乾板の要素技術開発

研究開発構想：次世代半導体微細加工プロセス技術（プロジェクト型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
【公募枠：(1)拠点研究開発】		
緑川 克美	理化学研究所 光量子工学研究センター センター長	次世代半導体微細加工の基盤技術研究開発
【公募枠：(2)EUV 露光用次世代革新光源の開発】		
本田 洋介	高エネルギー加速器研究機構 応用超伝導加速器イノベーションセンター 准教授	革新的な次世代 EUV 露光用光源の実現を目指した自由電子レーザーの基盤技術開発
【公募枠：(3)光源、光学系、材料系、計測技術等の要素技術開発（フィージビリティスタディ）】		
江島 丈雄	東北大学 国際放射光イノベーション・スマート研究センター 准教授	量子エリプソメータを用いたイオンスパッタ法によるBEUV反射多層膜鏡の開発

古澤 孝弘	大阪大学 産業科学研究所 教授	連鎖反応不要な高感度・高解像度反応系設計 による高性能極端紫外光レジストの開発
宮本 晃男	株式会社オキサイド コアテク ノロジ事業部 マネージャー	波長 170nm 台コヒーレント光発生用非線形光 学素子及びその応用の開発
安原 亮	核融合科学研究所 教授	波長 $3\mu\text{m}$ ~ $4\mu\text{m}$ 帯高出力中赤外レーザー による高効率 EUV 光源基盤技術の実証

研究開発構想：孤立・極限環境に適用可能な次世代蓄電池技術（個別研究型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
【公募枠：(1)拠点研究開発】		
高田 和典	物質・材料研究機構 フェロ ー	孤立・極限環境に適用可能な酸化物型全固体 電池の開発

研究開発構想：輸送機等の革新的な構造を実現する複合材料等の接着技術（個別研究型）

研究代表者	研究代表機関・役職	研究開発課題
岡部 朋永	東北大学 大学院工学研究 科 教授	革新的軽量構造を実現する複合材接着技術 に関する研究開発とその学理構築

II. 參考資料

令和 4 年 3 月 10 日
文 部 科 学 大 臣 決 定
令和 5 年 3 月 14 日改正

経済安全保障重要技術育成基金補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号）第 25 条第 2 項の規定に基づく補助金（以下単に「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）に、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発（以下「研究開発事業」という。）及びこれに附帯する業務を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 この補助金は、機構が基金の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助の対象とする。

(交付額の算定方法)

第 4 条 この補助金の交付額は、次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	機構の基金の造成に要する経費

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 機構は、事業に係る運営及び管理に関する次の事項を公表しなければならない。

イ 基金の名称

ロ 基金の額

ハ 上記ロのうち国費相当額

ニ 研究開発事業の概要

ホ 研究開発事業の目標

ヘ 研究開発事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制

二 事業内容の変更をする場合には、文部科学大臣（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。

三 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。

四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

五 基金により行う業務（以下単に「業務」という。）で不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合も含む。）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。

六 事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。

イ 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

ロ 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、科技イノベ活性化法第27条の2第2項に基づき、基金に充てるものとする。

ハ 基金の廃止後においても、機構が基金により研究開発事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合及び附帯する業務に係る経費に返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

ニ 基金により行う業務の経理について、当該業務以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後5年間保管しなければならない。

ホ 機構は、科技イノベ活性化法第27条の3第1項の規定に基づき、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。

（1）基金の額（年度末残高及び国費相当額）

（2）業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

（3）研究開発事業の実施決定件数・実施決定額

（4）保有割合

（5）保有割合の算定根拠

（6）研究開発事業の目標に対する達成度

ヘ 取崩し見込みがないなど基金の余剰額が明らかに見込まれる場合には、大臣は、基金の廃止前であっても当該余剰額を国庫に納付させることができる。

ト 基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余额を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(交付申請手続)

第 6 条 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式 1 による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(変更申請手続)

第 7 条 機構は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式 2 による変更交付申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の通知)

第 8 条 大臣は、前 2 条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付決定を行い、別紙様式 3 による交付決定通知書を機構に送付するものとする。

2 前 2 条の規定による申請書が到着してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

(申請の取下げ)

第 9 条 機構は、前条の通知を受けた場合において、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までにその旨を記載した文書を提出しなければならない。

(調査及び報告等)

第 10 条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、機構に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第 11 条 機構は、事業の完了又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合には、当該事業が完了した日若しくは承認通知を受理した日から 1 か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで別紙様式 4 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の内容が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、機構に通知する。

2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超

える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 13 条 大臣は、事業の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次に掲げる場合には、第 8 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分又は指示に違反した場合
- 二 機構が、補助金を第 2 条の目的以外の用途に使用した場合
- 三 機構が、事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第 14 条 機構は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を基金廃止後 5 年間保管しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第 15 条 機構は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第 16 条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、機構が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は機構に到達確認を行うものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度、大臣が定めるものとする。

附 則

この要綱は令和 4 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 3 月 14 日から施行する。

○国立研究開発法人科学技術振興機構経済安全保障重要技術育成基金設置規程

(令和 4 年 3 月 14 日令和 4 年規程第 3 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、経済安全保障重要技術育成基金(以下「基金」という。)の設置及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 令和 3 年度一般会計補正予算(第 1 号)により交付される補助金により、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定するビジョンの下、我が国として確保すべき先端的な重要技術(個別技術及びシステムをいう。)について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発及びこれに附随する業務を実施するため、国立研究開発法人科学技術振興機構に基金を設置する。

(基金の業務)

第 3 条 基金は、経済安全保障重要技術育成基金補助金交付要綱(令和 4 年 3 月 10 日文部科学大臣決定)第 2 条に規定される研究開発事業及びこれに附随する業務に充てるものとする。

(基金の資金運用)

第 4 条 基金は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 47 条に規定する金融機関への預金その他安全な方法により運用するものとする。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、別に定める基金管理委員会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規則は、経済安全保障重要技術育成基金の造成の日(令和 4 年 3 月 30 日)から施行する。

○経済安全保障重要技術育成基金の運用取扱規則

(令和 4 年 3 月 14 日令和 4 年規則第 12 号)

改正 令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規則第 65 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 基金の資金運用(第 2 条―第 12 条)

第 3 章 基金管理委員会(第 13 条―第 20 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構経済安全保障重要技術育成基金設置規程(令和 4 年規程第 3 号)第 4 条に基づく経済安全保障重要技術育成基金(以下「基金」という。)の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 基金の資金運用

(資金運用の原則)

第 2 条 基金の資金運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした資金運用に努めること。
- (2) 資金運用は事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
- (3) 収益性の向上に努めること。

2 基金の資金運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(資金運用方法)

第 3 条 基金の資金運用に当たっては、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 27 条の 2 第 3 項に規定する方法により行うものとする。

- 2 支払時期が 1 年を超えると見込まれる資金については、短期的な資金運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な資金運用を行うことができるものとする。
- 3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第 4 条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、資金運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で資金運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

- 2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2 社以上において長期債務の評価が A 以上である金融機関とする。
- 3 引合に際しては、金融機関に対して資金運用しようとする額、資金運用期間等を提示するものとする。

(債券の選定条件)

第5条 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第6条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第7条 金融商品の資金運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体(以下「資金運用先金融機関等」という。)が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(資金運用責任者等)

第8条 資金運用責任者は、理事長とする。

2 資金運用業務は経理部長が行うものとし、この業務に係る事務は経理課長が行うものとする。

(基金の出納)

第9条 基金の出納業務は、会計規程(平成15年規程第13号)第6条第2項に規定する収入責任者及び同第3項に規定する支出責任者の命令に基づき、同規程第6条第4項に規定する出納主任が行う。

(資金運用先の監視・情報収集)

第10条 経理課長は、資金運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うとともに、資金運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第11条 基金の資金運用において事故が発生した場合は、経理部長は直ちに理事長及び経理担当理事に報告しなければならない。

(資金運用実績の報告)

第12条 経理部長は、資金運用実績を定期的に、また必要に応じ、基金管理委員会に報告するものとする。

第3章 基金管理委員会

(設置)

第13条 基金の管理運営に関し、必要な事項を審議するため、組織規程(平成15年規程第2号)第7条に基づき、機構に基金管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第14条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金の設置及び運用に係る諸規則に関する事項
- (2) 基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
- (3) 基金の支出に関する重要事項
- (4) その他基金の資金運用に関する必要事項

(構成)

第 15 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 総括担当理事、総務担当理事、経理担当理事、事業担当理事
- (3) 経営企画部長、総務部長、経理部長、先端重要技術育成推進部長
(委員長)

第 16 条 委員会に委員長を置き、理事長をもってあてる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
(委員会の開催)

第 17 条 委員長は、委員会を開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、書面又は電子メール等により委員会を開催することができる。ただし、重要な事項を審議する場合を除く。
- 4 委員会において必要と認める場合には、委員長は、委員以外の専門的知識を有する者及び役職員等に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の議事は出席(第 3 項に基づき書面又は電子メール等により委員会を開催する場合は、議事への参加表明をもって出席とみなす。)した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(監事の出席)

第 18 条 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第 19 条 委員会の事務は、先端重要技術育成推進部が担当する。

(その他)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会においてそれぞれ定める。

附 則

この規則は、経済安全保障重要技術育成基金の造成の日(令和 4 年 3 月 30 日)から施行する。ただし、第 13 条から第 20 条までの規定は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規則第 65 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則

(令和 5 年 3 月 1 日令和 5 年規則第 9 号)

改正 令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 18 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 基金の資金運用(第 3 条―第 13 条)
- 第 3 章 基金管理委員会(第 14 条―第 21 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構法(平成 14 年法律第 158 号)第 25 条に基づき国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)に設置された基金の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象となる基金)

第 2 条 この規則の対象となる基金は、次のとおりとする。

- (1) 革新的研究開発推進基金
 - (2) 創発的研究推進基金
 - (3) 経済安全保障重要技術育成基金
 - (4) 大学発新産業創出基金
 - (5) 先端国際共同研究推進基金
 - (6) 革新的 GX 技術創出事業基金
- 2 前項に定める基金のほか、新規に設置される基金について、基金の設置に先立ち、第 14 条の基金管理委員会において第 15 条第 2 号に定める事項を審議する必要があるときは、この規則を適用する。

第 2 章 基金の資金運用

(資金運用の原則)

第 3 条 基金の資金運用にあたっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 安全性の確保を最優先とした資金運用に努めること。
 - (2) 資金運用は、事業の執行に支障のない範囲内で行うものとし、流動性の確保に努めること。
 - (3) 収益性の向上に努めること。
- 2 基金の資金運用に際しては、複数の金融機関の比較を行い、競争性の確保を図ることとする。

(資金運用方法)

第 4 条 基金の資金運用に当たっては、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 27 条の 2 第 3 項に規定する方法により行うものとする。

- 2 支払時期が 1 年を超えると見込まれる資金については、短期的な資金運用にこだわることなく、業務の執行に支障のない範囲で中長期的な資金運用を行うことができるものとする。

3 金融市場の競争原理を活用し、有利な条件の実現に努めることとする。

(取引相手の選定)

第5条 取引相手の選定方法については、複数の金融機関から引合書を徴収し、資金運用の原則に従い、安全性に十分配慮した上で資金運用利回りが最も高い金融機関を選定するものとする。

2 引合依頼先については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である金融機関とする。

3 引合に際しては、金融機関に対して資金運用しようとする額、資金運用期間等を提示するものとする。

(債券の選定条件)

第6条 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条第1号に規定する債券については、金融庁が指定する格付け機関のうち、2社以上において長期債務の評価がA以上である発行体の債券とする。

(金融商品の満期保有)

第7条 満期設定のある金融商品は、原則としてその満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。

(元本の保全)

第8条 金融商品の資金運用期間中に、預貯金の預入先又は保有債券の発行体(以下「資金運用先金融機関等」という。)が第4条第2項又は第5条に規定する基準を下回った場合には、専門家の意見を聴取しつつ、元本の保全について支障の有無を検討しなければならない。

2 前項の検討の結果、元本の保全に支障があると認められる場合には、金融機関及び預金種別等の変更又は解約等により、速やかに元本の保全に努めなければならない。

(資金運用責任者等)

第9条 資金運用責任者は、理事長とする。

2 資金運用業務は、経理部長が行うものとし、この業務に係る事務は、経理課長が行うものとする。

(基金の出納)

第10条 基金の出納業務は、会計規程(平成15年規程第13号)第6条第2項に規定する収入責任者及び第3項に規定する支出責任者の命令に基づき、同規程第6条第4項に規定する出納主任が行う。

(資金運用先の監視・情報収集)

第11条 経理課長は、資金運用先金融機関等の経営悪化の兆候を早期に察知するため、常に監視を行うとともに、資金運用先金融機関等の経営状況等について、定期的に情報収集を行うものとする。

(事故の報告)

第12条 基金の資金運用において事故が発生した場合は、経理部長は、直ちに理事長及び経理担当理事に報告しなければならない。

(資金運用実績の報告)

第13条 経理部長は、資金運用実績を定期的に、また必要に応じ、基金管理委員会に報告するものとする。

第3章 基金管理委員会

(設置)

第14条 基金の管理運営に関し、必要な事項を審議するため、組織規程(平成15年規程第2号)第7条に基づき、機構に基金管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第15条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金の設置及び運用に係る諸規則に関する事項
- (2) 基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
- (3) 基金の支出に関する重要事項
- (4) その他基金の資金運用に関する必要事項

(構成)

第16条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 総括担当理事、総務担当理事及び経理担当理事
- (3) 経営企画部長、総務部長及び経理部長

(委員長)

第17条 委員会に委員長を置き、理事長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第18条 委員長は、委員会を開催する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、書面又は電子メール等により委員会を開催することができる。ただし、重要な事項を審議する場合を除く。

4 委員長は、審議事項の内容について説明を求めるため審議対象基金の担当理事及び事業担当部室長を出席させることができる。

5 委員会において必要と認める場合には、委員長は、委員以外の専門的知識を有する者又は役職員等に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 委員会の議事は出席(第3項に基づき書面又は電子メール等により委員会を開催する場合は、議事への参加表明をもって出席とみなす。)した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(監事の出席)

第19条 監事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第20条 委員会の事務は、各基金の事業担当部室の協力を得て、経理部が担当する。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行日前にした革新的研究開発推進基金管理委員会、創発的研究推進基金管理委員会及び経済安全保障重要技術育成基金管理委員会の審議その他の権限の行使は、当該権限の行使がされた日に、基金管理委員会がこの規則の相当規定に基づいてした権限の行使とみなす。
- 3 この規則の施行日前にした契約、手続きその他の行為は、当該行為がされた日に、この規則及び関連例規の相当規定に基づいてした契約、手続きその他の行為とみなす。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 18 号)

この規則は、令和 5 年 3 月 28 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 4 号の次に 2 号を加える改正規定は、令和 5 年 3 月 30 日から施行する。

参 照 条 文 等

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）（抄）
（基金）

第 27 条の 2 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発独立行政法人（研究開発法人のうち、独立行政法人であるものをいう。以下同じ。）のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附随する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。

3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第 27 条の 3 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号）（抄）
（基金の設置等）

第 25 条 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第二十三条第一項各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び第三十一条第三項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

○業務方法書（文部科学大臣認可 平成 15 年 10 月 1 日）

（特定公募型研究開発業務）

第 51 条 機構は、国から交付される補助金により設けられた基金により、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務を行うものとする。

2 業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

○国立研究開発法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）

（文部科学大臣決定 令和 4 年 2 月 28 日）

2. 3. 経済安全保障の観点からの先端的な重要技術に係る研究開発の推進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を推進する。

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和6年度特定公募型研究開発業務
（経済安全保障重要技術育成プログラム）
に関する報告書に付する文部科学大臣の
意見

文部科学大臣意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 3 第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構令和 6 年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム）に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりである。

文 部 科 学 大 臣

令和 6 年度特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人科学技術振興機構においては、研究開発ビジョン及び研究開発構想に基づき、研究開発課題を推進するプログラム・ディレクター（PD）及びプログラム・オフィサー（PO）の任命や、研究開発課題の公募・選考・採択を行うなど、着実に業務を実施した。特に、研究セキュリティや経済安全保障の趣旨を踏まえた成果創出に向けたマネジメントについて、全ての研究開発構想において方針を共有するため、全 PD 及び PO、並びに科学技術振興機構理事長、担当理事が出席する PDPO 会議を開催するなど、より効果的に事業運営を行った。今後も研究開発を着実に推進し、適切かつ速やかな基金の執行が行われることを期待する。
2. 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 47 条の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、適切な運用が図られた。